

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24
108①②	保留地等の処分	規則24
109①②	減価補償金の交付等	規則24
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24
111①②	清算金等の相殺	規則24
112①	清算金の供託	規則24
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24
123①	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24
123②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(19) 法律名：道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①、④～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17Ⅰ
11①、④～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17Ⅱ
15①、④～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17Ⅲ
18②～④	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る届出受理等	規則17Ⅳ
19②③	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の届出受理等	規則17Ⅴ
20①	地方道路公社への資金の貸付	規則17Ⅵ
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17Ⅶ
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17Ⅷ
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17Ⅸ
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17Ⅹ
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17Ⅺ
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17Ⅻ
38②、⑨③	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと ※38③において準用	規則17ⅩⅢ
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと	規則17ⅩⅣ
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと	規則17ⅩⅤ
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること	規則17ⅩⅥ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること	令33
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33
	【公園管理者としての権限】	
2の2	都市公園の設置	令33
2の3	都市公園の管理	令33
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33
5の2①②	兼用工作物の管理	令33
5の3	公園管理者の権限の代行	令33
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33
8	許可の条件を付すこと	令33
9	国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33
10②	原状回復等の指示	令33
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33
〈8〉	許可の条件を付すこと ※12②において準用	令33
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33
16	都市公園の保存	令33
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33
20	都市公園を立体区域とすること	令33

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①②	公園一体建物に関する協定	令33
25①③	公園保全立体区域の指定	令33
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33
27①～⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33
<2の3>	公園予定区域の管理 ※33④において準用	令33
<5①②>	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④において準用	令33
<6①～③、7>	公園予定区域の占用の許可等 ※33④において準用	令33
<8>	許可の条件を付すこと ※33④において準用	令33
<9>	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 ※33④において準用	令33
<10②>	原状回復等の指示 ※33④において準用	令33
<12①>	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33④において準用	令33
<13>	公園予定区域の損傷等の原因者の負担 ※33④において準用	令33
<14②>	附帯工事に要する費用を負担させること ※33④において準用	令33
<25①③>	公園予定区域の公園保全立体区域の指定 ※33④において準用	令33
<26②④>	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限 ※33④において準用	令33
<27①～⑦、⑩>	都市公園予定区域における監督処分 ※33④において準用	令33
<28①～④>	監督処分に伴う損失の補償 ※33④において準用	令33

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2①	砂浜の海岸保全施設指定(*)	令14①
2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等(*)	令14①
7①、8①	海岸保全区域占用等の許可(*)	令14①
8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定(*)	令14①
10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議(*)	令14①
12①②	許可の取消し又は措置命令等(*)	令14①
12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等(*)	令14①
12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等(*)	令14①
12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等(*)	令14①
12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等(*)	令14①
13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等(*)	令14①
15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること(*)	令14①
16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること(*)	令14①
17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること(*)	令14①
18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用(*)	令14①
18⑦、 12の2②③	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(*) ※18⑧において準用	令14①
19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償(*)	令14①
20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査(*)	令14①
21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令(*)	令14①
21③、 12の2②③	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等(*) ※21④において準用	令14①

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①	漁業権の取消の申請等(*)	令14①
22②<漁業法39⑦~⑮>	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償(*) ※22③において準用	令14①
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議(*)	令14①
38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること(*)	令14①
27②	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意	令14①
37の2①	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理	令14②
38	報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者)	令14①
6①	海岸保全施設の直轄工事	通達・訓令等
26②	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担	通達・訓令等
26③	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担に係る意見聴取	通達・訓令等

(*)法第6条第2項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(22) 法律名：特定多目的ダム法(S32法35)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10 I
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること	規則10 II

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
8①④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9
〈道路法71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用	規則9
13①②	特別沿道区域の指定	規則9
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 ※15③において準用	規則9
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用	規則9
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 ※16において準用	規則9
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 ※16において準用	規則9
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9
19①	道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること ※21③において準用	規則9

Ⅱ－(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	道路に関する調査等	規則9
〈道路法95の2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 ※24の2において準用	規則9
25①	道路法の適用	規則9
	【道路管理者としての権限】	
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(24) 法律名：駐車場法(S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
4③④	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること	規則5 I

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(25) 法律名：中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5の7②	協業組合の事業の転換の認可	令12①
5の17①	協業組合の設立認可	令12①
5の22	中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること	令12①
5の23	中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等	令12①
95④、100の11	事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出	令12①
9	商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認(*)	令12②
17の2①②	組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可(*)	令12②
<17の2①②>	組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可(*) ※33において準用	令12②
42①～⑤	商工組合の設立認可(*)	令12②
47①～③	中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用(*)	令12②
54	中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用(*)	令12②
69④	中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用(*)	令12②
71	中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用(*)	令12②
67、69①～③	商工組合等に対する措置又は解散の命令(*)	令12②
92	商工組合等に対する報告の徴収	令12②
93①	商工組合等に対する立入検査	令12②
96⑧	商工組合の事業協同組合への組織変更の届出(*)	令12②
<96⑤>	事業協同組合の商工組合への組織変更の認可(*) ※97②において準用	令12②

(*)その地区が全国であるものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(26) 法律名：地すべり等防止法(S33法30)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等	令17①
13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること	令17①
14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること	令17①
15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行	令17①
16①	他人の占有する土地への立入等	令17①
18①	地すべり防止区域内の行為の許可等	令17①
20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議	令17①
21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く)	令17①
22①	報告徴収、立入検査等	令17①
23①②	措置命令	令17①
33	兼用工作物の費用負担の協議	令17①
48①②	漁港管理者又は港湾管理者に対する協議	令17①
49	都道府県知事に対する報告徴収	令17②
10	地すべり防止の直轄工事の施行等	通達・訓令等
28③	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担	通達・訓令等
28④	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担に関する意見聴取	通達・訓令等
34①	原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
35③	附帯工事において原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
36①	受益者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(27) 法律名： 下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2の2⑦	流域別下水道整備総合計画に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		協議指示
<2の2⑦>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		協議指示
2の2⑧	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		
<2の2⑧>	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		
4②	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅱ	法定		協議指示
<4②>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※4⑥において準用	規則23Ⅱ	法定		協議指示
4③	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅱ	法定		
<4③>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 ※4⑥において準用	規則23Ⅱ	法定		
4④	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅲ	法定		
<4④>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
4⑤	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅲ	法定		
<4⑤>	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
25の3②	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅳ	法定		協議指示
<25の3②>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		協議指示
25の3④	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅳ	法定		
(25の3④)	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		
25の3⑤	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅴ	法定		
<25の3⑤>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
25の3⑥	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅴ	法定		
<25の3⑥>	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
37①	指示(下水道管理者)	規則23Ⅵ	法定	○	

Ⅱ－(27) 法律名：下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
37②	指示(都道府県知事)	規則23Ⅵ
39①	報告の徴収	規則23Ⅶ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(28) 法律名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18②	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	法定		
28①	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
29①	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	法定	○	

Ⅱ－(28) 法律名：首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15
〈3の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき等) ※4②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(29) 法律名：住宅地区改良法(S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村) ※29①において準用	規則18
〈公営住宅法44①③、46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県) ※29①において準用	規則18
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の求めを受けること	規則18
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(30) 法律名: 宅地造成等規制法(S36法191)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3③	都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定する ときに報告を受けること	規則31	法定		
<3③>	都道府県知事が造成宅地防災区域を指定する ときに報告を受けること ※20③において準用	規則31	法定		

Ⅱ－(30)
31 法律名：共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき)	令9
4	共同溝整備道路における許可等の制限	令9
5①④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9
6①	共同溝整備計画の作成	令9
7①～④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等	令9
8	共同溝の建設廃止等	令9
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9
12①②、14①	共同溝の占用の許可	令9
17	共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可	令9
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
20、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9
<道路法73>	共同溝に関する負担金の強制徴収 ※25において準用	令9

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(31)
32

法律名： 新住宅市街地開発法(S38法134)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
22①	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	法定		
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	法定		
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	法定	○	
41①	施行者である地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	法定	○	
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	法定	○	
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	法定		
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	法定	○	

Ⅱ－(32)
33 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42① I
24	不動産鑑定業者の登録	規則42① II
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42① III
<24>	不動産鑑定業者の変更登録 ※27④において準用	規則42① II
<25>	不動産鑑定業者の変更登録の拒否 ※27④において準用	規則42① III
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42① IV
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42① V
28	事業実績概要書等の受理	規則42① VI
29①	廃業等の届出の受理	規則42① VII
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42① VIII
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42① IX
32②	登録申請手数料の徴収	規則42① X
41	不動産鑑定業者に対する監督処分(*1)登録の消除を除く。	規則42① XI
43①～③	不動産鑑定業者に対する聴聞等(*1)	規則42① XII
44	不動産鑑定業者に対する監督処分の公告(*1)	規則42① X III
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査(*1)	規則42① X IV
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告(*1)	規則42① X V
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43① I
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43① II
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43① III
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43① IV

Ⅱ－(32) 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)
 33

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分 (*2)40②のみ	規則43①V
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理(*2)	規則43①VI
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等(*2)	規則43①VII
43④	土地鑑定委員会への意見聴取(*2)	規則43①VIII
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告(*2)	規則43①IX
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43①X

(*1)従たる事務所に関するものについては、当該事務所の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行使することができる。

(*2)不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長等以外であっても、自らの管轄する区域内で活動する不動産鑑定士に対して当該権限を行使することができる。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(33)
34 法律名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び
開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	法定		
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと(府県が施行)	省令15	法定	○	

Ⅱ－(33) 法律名：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発
 34 に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15
〈5の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合) ※6②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(34)
35 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③ I
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③ II
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③ III
	【河川管理者としての権限】	
6① III	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①
6③	樹林帯区域の指定	令53①
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①
12①	河川台帳の調製、保管	令53①
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①
16の2①③～⑥	河川整備計画の制定	令53①
<16の2③～⑥>	河川整備計画の変更 ※16の2⑦において準用	令53①
16の3①	市町村長が工事を施行する際の協議	令53①
17①②	兼用工作物の工事等の協議	令53①
18	工事原因者の工事の施行等の指示	令53①
19	附帯工事の施行	令53①
20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認	令53①
21①③④	工事の施行に伴う損失の補償	令53①
22①～⑥	洪水時等における緊急措置	令53①

Ⅱ－(34)
35 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22④⑤>	洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 ※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準用	令53①
22の2①～③⑤	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53①
23、40①	流水の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
24	河川区域内の土地の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
25	河川区域内の土地における土石等の採取の許可	令53①
26①④⑤、40①	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
28	竹木の流送等の許可	令53①
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	令53①
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①
31①	工作物の用途廃止の届出	令53①
31②	原状回復命令	令53①
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知	令53①
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53①
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取	令53①
37	工作物に関する工事の施行	令53①
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取	令53①
42②～④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①

Ⅱ－(34)
35 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①
52	洪水調節のための指示	令53①
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情報の提供	令53①
53の2①～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①
54①④	河川保全区域の指定	令53①
54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
56①③	河川予定地の指定	令53①
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の2①②	河川立体区域の指定	令53①
58の3①④	河川保全立体区域の指定	令53①
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の5①③	河川予定立体区域の指定	令53①
58の6①②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
63①②	他の都府県の費用の負担	令53①
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①

Ⅱ－(34)
35 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
67	原因者負担金の請求	令53①
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①
70①	受益者負担金の請求	令53①
70の2①②	特別水利使用者負担金の請求	令53①
74①②③⑤	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収	令53①
75①～⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること	令53①
89①～③⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等	令53①
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
95	河川の使用等に関する国との協議	令53①
91①	廃川敷地等の管理	通達・訓令等
92	廃川敷地等の交換	通達・訓令等
99	地方公共団体への河川管理の委託	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(35)
36

法律名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5②	定款の変更の認可 (地方公社)	規則36	法定		事後報告
9	設立の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
12④	監事からの意見を受けること	規則36	法定		事後報告
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	法定		事後報告
36②	解散の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	法定		事後報告
38の2③ ④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること	規則36	法定		事後報告
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	法定		事後報告
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
41	監督上必要な命令をすること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	規則36	法定		事後報告
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		事後報告
<27>、43 ③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<40①>	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<41>	監督上必要な命令をすること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<42①>	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告

Ⅱ - (36)
37 法律名：交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
5①③	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(37)
38 法律名：首都圏近郊緑地保全法(S41法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5②	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (38)
39

法律名： 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者:都道府県)	規則27	法定		
26②	施行計画の届出受理 (施行者:都道府県)	規則27	法定		
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	法定	○	
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者:都道府県)	規則27	法定	○	
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	法定		
46②	行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画への同意しようとするとき)	規則27	法定		

Ⅱ－(38)
39 法律名：流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等△の同意しようとするとき)	規則27

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (39) 法律名：近畿圏の保全区域の整備に関する法律(S42法103)
 40

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (40) 法律名：砂利採取法(S43法74)
 41

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	令5②
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	令5②
	【河川管理者としての権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	16
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	16

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(42) 法律名: 都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
59①② ⑥、60 ①、60の 2②、61	都市計画事業を施行することの認可等(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告
62①	都市計画事業の認可等の告示等(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告 (都道府県から圖書の写しの送付を受ける事務について)
63①	事業計画の変更認可(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告
72③	土地等の収用又は使用に係る告示(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと(＊)	規則59の3 ①	法定	○	事後報告
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告
82①	立入検査(＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3 ①	法定		事後報告

(＊)都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務を除く。

Ⅱ－(41)
42 法律名：都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①
18③④	協議を受け、同意すること (国の利害に重大な関係がある都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①
20①	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)	規則59の3①
23①～③、⑤	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3①
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)	規則59の3①
59①②⑥、60①、 60の2②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
63①	事業計画の変更認可 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと (*)	規則59の3①
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
82①	立入検査 (*) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
87の2③④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の3①
<87の2③④>	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更) ※21②において準用	規則59の3①

~~(*)~~ 都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(43) 法律名: 都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2の2⑥	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が市街地再開発事業を施行する必要があることを認めること	規則40	法定		
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること(個人施行の認可)	規則40	法定		事後報告
10①	都道府県知事から図書等の送付を受けること(組合の設立の認可)	規則40	法定		事後報告
<10①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	法定		事後報告
<10①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) ※58③④において準用	規則40	法定		事後報告
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	法定		事後報告
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	法定		事後報告
51①	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業)	規則40	法定		事後報告
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の事業計画変更) ※56①において準用	規則40	法定		事後報告
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること(市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること(56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること(市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
58①	施行規程及び事業計画の認可等((地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		事後報告
72①④	権利変換計画の認可等(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		

Ⅱ-(43) 法律名: 都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社(市のみ が設立したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		
118の6④	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立 したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		
99の3 ③)	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる 場合の承認 ※118の28②において準用	規則40	法定		
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	法定		
124④	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	法定	⊖	事後報告
126④	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40	法定	⊖	事後報告
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	法定	⊖	事後報告
133④	管理規約の認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除 く。)施行に係る認可)	規則40	法定		

Ⅱ－(42)
43 法律名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2の2⑥	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が市街地再開発事業を施行する必要があることを認めること	規則40
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) ※58③④において準用	規則40
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の事業計画変更) ※56において準用	規則40
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56において準用	規則40
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則40
<99の3③>	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認 ※118の28②において準用	規則40
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40

Ⅱ－(42)
43 法律名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
124①	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40
124②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構に係るもの)	規則40
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40
133①	管理規約の認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)施行に係る認可)	規則40

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(43) 法律名：地方道路公社法(S45法82)
44

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣としての権限】	
5②	定款変更認可	規則22
9①	道路公社設立認可	規則22
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22
22②	業務方法書変更認可	規則22
31	道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22
34③	道路公社解散認可	規則22
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22
36の2③④	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22
38①	報告徴収、立入検査	規則22
39	監督命令	規則22
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可	規則22
	【道路管理者としての権限】	
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(44)
45 法律名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法
136)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	法定	○	事後報告
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	法定	○	事後報告 指示
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	法定	○	事後報告 指示
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	法定	○	事後報告 指示

II - (45)
46 法律名：公有地の拡大の推進に関する法律(S47法66)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	令9の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(47) 法律名: 新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則45	法定		
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること	規則45	法定	○	
64	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定	○	

Ⅱ－(46)
47 法律名：新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則45
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること	規則45
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(48) 法律名: 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<主地区画整理法9③>	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※36において準用	規則51の2	法定		事後報告
<主地区画整理法21③>	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可をしたとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2	法定		事後報告
<主地区画整理法39④>	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可をしたとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2	法定		事後報告
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
<主地区画整理法55⑧>	・都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57において準用	規則51の2	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
<主地区画整理法55⑫>	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可 ※57において準用	規則51の2	法定		事後報告
58①、59⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	法定	○	
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の2	法定	○	

Ⅱ－(47) 法律名：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)
48

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<土地区画整理法9③>	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※36において準用	規則51の2
<土地区画整理法21③>	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2
<土地区画整理法39④>	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
<土地区画整理法55⑧>	・都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57において準用	規則51の2
<土地区画整理法55⑫>	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可 ※57において準用	規則51の2
58①、59⑩	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2
<土地区画整理法124～126>	是正の要求 ※96において準用	規則51の2
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(48)
49

法律名： 石油コンビナート等災害防止法(S50法84)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	法定		

Ⅱ - (49) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)
50

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6	工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対して必要な指導及び助言をすること	令34④
14①	特定事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること	令34④
<14①>	特定連鎖化事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること ※19の2①において準用	令34④
15①	特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告	令34④
<15①>	特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告 ※19の2①において準用	令34④
16①～④	特定事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等	令34④
<16①～④>	特定連鎖化事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等 ※19の2①において準用	令34④
20③	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定事業者)	令34④
<20③>	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定連鎖化事業者) ※20⑥において準用	令34④
60	荷主に対し貨物輸送事業者に行わせる措置の実施について必要な指導及び助言をすること	令34④
62	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる目標達成のための計画の提出を受けること	令34④
63①	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用状況等について報告を受けること	令34④
64①②	特定荷主に対し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等	令34④
87③	特定事業者に対する報告徴収、立入検査	令34④
87⑨	特定荷主に対する報告徴収、立入検査	令34④
76の8①	建築物調査機関の登録(*)	令34③
<31①>	登録建築物調査機関に対する適合命令(*) ※76の10において準用	令34③
<42>	登録建築物調査機関の登録更新(*) ※76の10において準用	令34③

Ⅱ－(49) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)
50

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<44>	登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<45①>	調査業務規程の作成等の届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<46>	登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理(*) ※76の10において準用	令34③
<48>	登録建築物調査機関に対する改善命令(*) ※76の10において準用	令34③
<49>	登録建築物調査機関の登録取消等(*) ※76の10において準用	令34③
<50>	登録建築物調査機関の登録取消等の公示(*) ※76の10において準用	令34③
87⑫	登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査(*)	令34③

(*)建築物調査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物調査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(50)
51 法律名：幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14
13の6①	情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)	令14
	【道路管理者としての権限】	
5③	都道府県知事から協議を受けること (沿道整備道路としての指定)	令14
5④	都道府県知事に対し要請すること (沿道整備道路としての指定)	令14
7①②	必要な措置を講ずること (道路交通騒音の減少等のための措置)	令14
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等 (沿道整備道路)	令14
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14
13①②	必要な助成等の措置等 (防音上有効な構造とすために行う工事)	令14
13の6②	必要な協力を行うこと (沿道整備推進機構)	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(51) 法律名：浄化槽法 (S58法43)
52

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4 (*1)
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4 (*1)
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4 (*1)
18①～③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4 (*1)
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4 (*1)
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4 (*1)
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (*2)
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25 (*2)

(*1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(*2)浄化槽設備士に関する省令

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (52) 法律名：民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法62)
 53

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12
14の7	一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12
14の11①	計画の認定の取消し	規則12
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (53)
54 法律名：集落地域整備法(S62法63)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4⑤	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること	令14
〈4⑤〉	都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること ※4⑥において準用	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(54) 法律名：大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)
55

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①②、4①②	宅地開発事業計画の認定(*)	規則12
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取(*)	規則12
6①	宅地開発事業計画の認定の通知(*)	規則12
7①	宅地開発事業計画の変更認定(*)	規則12
<3②、4①②、5①、6①>	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等(*) ※7②において準用	規則12
8	届出の受理(宅地造成の開始)(*)	規則12
9	宅地造成工事の完了の確認(*)	規則12
11	届出の受理(造成宅地の処分)(*)	規則12
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)(*)	規則12
13	認定事業者の地位の承継の承認(*)	規則12
14	改善命令(認定事業者)(*)	規則12
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)(*)	規則12
<6①>	宅地開発事業計画の認定取消しの通知(*) ※15③において準用	規則12

(*)日本勤労者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (55) 法律名：資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)
56

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
16	特定再利用事業者に対する助言等	令32
17①～③	特定再利用事業者に対する勧告、命令等	令32
35	指定副産物事業者に対する指導及び助言	令32
36①～③	指定副産物事業者に対する勧告、命令等言	令32
37①	特定再利用事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32
37⑤	指定副産物事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(56) 法律名：産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する
57 法律(H4法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4①、5、6①③、7①	整備計画の認定等	令7
8①	整備計画の変更の認定等	令7
9①②	認定事業者に対する報告の徴取等	令7
10①	認定計画の認定の取消等	令7
11⑤	特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理	令7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(57) 法律名：水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(H6法
58 8)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令②Ⅱ
16①～③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令②Ⅱ
	【河川管理者としての権限】	
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に関し協議を受けること等	省令①
7①②④⑧⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①
9①④	協議会の設置等	省令①
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(58) 法律名：電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)
59

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	令15
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	令15
5②～⑤	電線共同溝の建設等	令15
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理	令15
8①②	電線共同溝の増設等	令15
<4①～④、6②>	電線共同溝の増設完了後の占用の許可の申請等 ※8③において準用	令15
<5②～⑤>	電線共同溝の増設等 ※8③において準用	令15
9	道路占用許可等の制限	令15
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	令15
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	令15
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理	令15
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	令15
16②	電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等	令15
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15
<道路法69②③>	措置命令等に係る損失補償 ※17③において準用	令15
18	電線共同溝管理規程の制定	令15
20②	原状回復に係る必要な指示	令15
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15
<道路法73①～③>	負担金等の強制徴収等 ※25において準用	令15
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(60) 法律名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
62③	模範定款例を定めること	規則136	法定		
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること	規則136	法定		
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が主地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<128①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が主地所有者等が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※129②において準用	規則136	法定		事後報告
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※157②において準用	規則136	法定		事後報告
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が株式会社へ防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※172②において準用	規則136	法定		事後報告
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付) ※175②において準用	規則136	法定		事後報告
179①	事業計画において定めた設計概要の認可 (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	法定		事後報告
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県が施行の事業に係る設計概要の認可をしたとき)	規則136	法定		事後報告
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が市町村が施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可 ※184において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県が施行の事業に係る設計概要変更の認可をしたとき) ※184①において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたときに送付) ※184①において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付 (国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136	法定		事後報告

Ⅱ—(60) 法律名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136	法定		事後報告
188④	施行規程等の認可及び変更の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	法定		事後報告
<140①③④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市町村への事業計画の送付等 ※188③④において準用	規則136	法定		
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等 ※188③④において準用	規則136	法定		
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること ※188③④において準用	規則136	法定		事後報告
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が施行規程等の認可をしたときに送付) ※188③④において準用	規則136	法定		事後報告
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
268①	報告の徴求等 (都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	法定	○	
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意	規則136	法定		
304	再審査請求の裁決等	規則136	法定		

Ⅱ－(59) 法律名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
60 (H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
30の2④⑦	従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 (独立行政法人都市再生機構)	規則136
62③	模範定款例を定めること	規則136
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること	規則136
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136
<128①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が土地所有者等が施行する 防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※129②において準用	規則136
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに送付)	規則136
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が組合が施行する防災街区 整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※157②において準用	規則136
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が株式会社に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が事業会社が施行する防災 街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※172②において準用	規則136
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が事業会社の合併等につい て認可をしたときに送付) ※175②において準用	規則136
179①	事業計画において定めた設計概要の認可 (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要の認可をしたとき)	規則136
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可 ※184において準用	規則136
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要変更の認可をしたとき) ※184①において準用	規則136
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたときに送付) ※184①において準用	規則136
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付(国土交通大臣が都道府県に防災街区 整備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県知事が市町村に防災街区整 備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136
188①	施行規程等の認可及び変更の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136

Ⅱ－(59) 法律名：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
60 (H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<140①③④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市町村への事業計画の送付等 ※188③④において準用	規則136
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等 ※188③④において準用	規則136
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること ※188③④において準用	規則136
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(都道府県が施行規程等の認可をしたときに送付) ※188③④において準用	規則136
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136
268①	報告の徴求等 (都道府県又は市町村に対するもの)	規則136
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136
272①②	是正の要求等 (都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意	規則136
304	再審査請求の裁決等	規則136

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(60)
61 法律名：環境影響評価法(H9法81)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②
40②	環境影響評価書等の送付を受けること等	40②
42③	環境の保全について審査すること	42③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(61)
62 法律名：地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと	命令(*1)
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告の受理	命令23(*2)
21の3①	権利利益の保護に係る請求を受けること	命令23(*2)
21の8①	情報の提供を受けること	命令23(*2)

(*1)地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令(平成二十年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)。

(*2)温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(62) 法律名：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法
63 18)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9①	経営革新計画の承認	令12②
10①②	経営革新計画の変更の承認・取り消し	令12②
34①	中小企業者の経営の状況を把握するための調査	令12②
35	経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収	令12②
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	令13②
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等	令13②
34②	異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査	令13②
35	異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収	令13②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(63)
64 法律名：住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9①	住宅性能評価機関の登録(*)	規則125
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等(*)	規則125
<9①>	住宅性能評価機関の登録更新(*) ※11②において準用	規則125
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理(*)	規則125
16①	評価業務規程の作成等の届出受理(*)	規則125
16③	不適當な評価業務規程に係る変更命令(*)	規則125
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令(*)	規則125
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令(*)	規則125
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等(*)	規則125
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等(*)	規則125
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等(*)	規則125

(*) 評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録住宅性能評価機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(64) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
65 (H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39の2①④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定等	規則47⑥
39の3①②④	中小企業承継事業再生計画の変更の認定等	規則47⑥
39の3⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定の取り消し	規則47⑥
39の4②③	認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等	規則47⑥
73①	報告徴収	規則47⑥

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(65) 法律名：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
 66 関する法律(H12法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
27①	緊急調査の実施	通達・訓令等
27②	緊急調査の都道府県知事への通知	通達・訓令等
28①	他人の占有する土地への立ち入り等	通達・訓令等
29①	緊急調査により得られた土砂災害緊急情報の都道府県等への通知	通達・訓令等
29②	緊急調査により得られた随時情報の都道府県等への提供	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(66)
67 法律名：マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103
46①②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103
49	マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること	規則103
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103
81	必要な指示(マンション管理業者)(*1)	規則103
82	業務停止命令(マンション管理業者)(*1)	規則103
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103
84	監督処分公告(マンション管理業者)(*1)	規則103
85	報告徴収(マンション管理業を営む者)(*1)	規則103
86①	立入検査(マンション管理業を営む者)(*1)	規則103
59①	管理業務主任者の登録	規則104
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104
64①②	指示及び事務の禁止(管理業務主任者)(*2)	規則104
65	登録の取消し(管理業務主任者)	規則104
66	登録の消除(管理業務主任者)	規則104
67	報告徴収(管理業務主任者)(*2)	規則104

(*1)支店等に関するものについては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行使することができる。

(*2)管理業務主任者の住所地を管轄する地方整備局長等以外であっても、自らの管轄する区域内で活動する管理業務主任者に対して当該権限を行使することができる。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(68) 法律名: 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52、53 ①、54、 55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等	規則39	法定		事後報告
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可	規則39	法定		事後報告
<54、55>	事業の変更認可に係る通知等 ※56②において準用	規則39	法定		
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認	規則39	法定		事後報告
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること	規則39	法定		
66	報告徴収	規則39	法定	⊖	事後報告
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則39	法定		
68	改善命令	規則39	法定	⊖	事後報告
69①	事業の認可の取消し	規則39	法定		事後報告
<55>	事業の認可の取消しに係る通知 ※69②において準用	規則39	法定		
70①	事業廃止の届出を受けること	規則39	法定		事後報告

Ⅱ－(67)
68 法律名：高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39
52、53①、54、55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等(*)	規則39
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可(*)	規則39
<54、55>	事業の変更認可に係る通知等(*) ※56②において準用	規則39
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認(*)	規則39
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること(*)	規則39
66	報告徴収(*)	規則39
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等(*)	規則39
68	改善命令(*)	規則39
69①	事業の認可の取消し(*)	規則39
<55>	事業の認可の取消しに係る通知(*) ※69②において準用	規則39
70①	事業廃止の届出を受けること(*)	規則39

(*)都道府県が終身賃貸事業者の場合。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(68)
69 法律名：都市再生特別措置法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

II - (69)
70 法律名：マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	規則61

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (70)
71 法律名：独立行政法人水資源機構法(H14法182)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
18①	特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮	令16
	【河川管理者としての権限】	
17⑤	水資源の開発又は利用のための施設の管理に係る機構への委託	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(72) 法律名：個人情報保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)

(備考)

— 特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ - (71) 法律名：特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)
73

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること	規則33②
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②
	【河川管理者としての権限】	
4①④～⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①
5①	流域水害対策計画の実施等	規則33①
6①③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受けること	規則33①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(72) 法律名：国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する
74 法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(*1)	規則82①
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①
32⑧	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)	規則82①
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) ※33②において準用	規則82①
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) ※33②において準用	規則82①
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) ※33②において準用	規則82①
<32⑧>	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) ※33②において準用	規則82①
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82①
<32⑧>	水域保安規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82①
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)	規則82①
<32⑥>	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82①
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82①
<7④>	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設の管理者)(*1) ※30③において準用	規則82②
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82②
34①②	改善勧告、措置命令(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82②

Ⅱ－(72) 法律名：国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する
74 法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82②
<7④>	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) ※33②において準用する30③において準用	規則82②
<32⑨⑩>	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(*2) ※33②において準用	規則82②
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(*2)	規則82②
<7④>	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理者) ※38③において準用	規則82②
<32⑨⑩>	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82②
<7④>	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する38③において準用	規則82②
<32⑨⑩>	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82②
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②

(*1) 特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設。

(*2) 特定コンテナ埠頭施設等以外の国際埠頭施設。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。